



2021年 臨時2号
 令和3年 5月31日
 (次回発行 6月11日)
 発行 平取町
 編集 まちづくり課

政府による「緊急事態宣言」の期限が次のとおり延長となりましたのでお知らせします。
 ▷延長期間：6月20日(日)まで
 ▷対象区域：全道
 特定措置区域：札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市
 措置区域：特定措置区域以外の市町村（※平取町は措置区域に該当します）

▷各施設の対応状況は次のとおり

施設等	措置期間中の対応	備考
ふれあいセンターびらとり	6月1日(火)～20日(日)まで休館 (町民課・保健福祉課は通常業務)	会議利用は要相談 習い事は実施中
紫雲古津・荷葉へき地保育所	通常開所	
子ども発達支援センター、児童館、児童クラブ	通常開所	
デイサービス	通常業務	
温泉バス(びらっくる)	通常運行	
サロン・サロンバス	6月1日(火)～20日(日)まで休業	
二風谷ファミリーランド (キャンプ場・テニスコート)	6月1日(火)～20日(日)まで休業	パークゴルフ、ゲートボールは町民限定で利用可
ニセウエコランド (キャンプ場)	6月1日(火)～20日(日)まで休業	パークゴルフは町民限定で利用可
義経資料館	6月1日(火)～20日(日)まで休館	
アリキキ(二風谷コタン内喫茶)	6月1日(火)～20日(日)まで休業	
山の駅ほろしり	通常開館	
各小学校・中学校	通常授業	
中央公民館	6月1日(火)～20日(日)まで休館	葬儀・町内の会議等は要相談
町民体育館・振内青少年会館・貫気別町民センター・町営球場	6月1日(火)～20日(日)まで休館	中学校柔道のみ体育室利用可
図書館	6月1日(火)～20日(日)まで休館	電話予約のみ貸出可 (6/15～18は蔵書点検のため不可)
学校開放	6月1日(火)～20日(日)まで休業	紫雲古津小・平取小・平取中・二風谷小・旧荷負小
放課後子ども教室	通常開室	貫気別・二風谷・紫雲古津
二風谷アイヌ文化博物館・二風谷工芸館・沙流川歴史館	6月1日(火)～20日(日)まで休館	沙流川歴史館は臨時休館中
平取町開拓財産展示施設	6月1日(火)～20日(日)まで休館	旧荷負小
二風谷コタンのチセ群	6月1日(火)～20日(日)まで休館	一般開放休止
アイヌ工芸伝承館 ウレシパ	6月1日(火)～20日(日)まで休館	
旧マンロー邸	令和3年度は邸内非公開	

沙流川歴史館企画展の延期

☎ 文化財課 埋蔵文化財係 ☎ 2-4085

沙流川歴史館では、企画展「むかしのどうぐ」を開催予定でしたが、このたびの緊急事態宣言延長に伴い延期とします。今後、開催については状況を見てお知らせします。

図書館資料のご利用について

☎ 図書館 ☎ 4-6666 Fax 4-6871

臨時休館中は、あらかじめ電話などでお取り置き申し込みをいただいた場合に限り、図書館で本などの資料を受け取ることができます。その際は、カウンターでのお渡しのみとなり、館内での閲覧はできませんので、ご了承ください。
▷受付時間 9:30～17:00 (火～日曜日)

※6/15(火)～18(金)は蔵書点検のため受付不可

▷申込先 町立図書館

※図書館の資料検索は右のQRコード(ホーム画面→「検索」)または町ホームページ(トップページ→「子育て・教育」→「図書館」→「資料検索・お知らせ」)



図書ワゴンの運行中止

☎ 図書館 ☎ 4-6666

臨時休館の延長に伴い、6月3日(木)に予定していた出張図書館(図書ワゴン)の運行は中止させていただきます。ご了承ください。

※5月の運行時に貸し出した本の返却期限は、次回運行(7/1(木))まで延長します。

「びらとり割」の期間延長

☎ 観光商工課 商工労働係 ☎ 3-7703

北海道の「新しい旅のスタイル」の停止に伴い、町民限定として実施している「びらとり割」を次のとおり延長させていただきます。

▷当初期間 5月31日(月)まで

▷変更期間 8月31日(火)まで

「町長室へようこそ」の一時中断

☎ まちづくり課 広報広聴係 ☎ 2-2222

「すずらんのまち」だより第9号(5月14日発行)でお知らせした「町長室へようこそ」は、緊急事態措置期間が終了するまで一時中断させていただきますのでご理解とご協力をお願いします。

「弁護士無料法律相談会」の中止

☎ まちづくり課 広報広聴係 ☎ 2-2222

6月8日(火)に予定されておりました「弁護士無料法律相談会」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止とさせていただきます。なお、既に予約されている方については、弁護士からの「電話相談」に変更させていただきます。

営業時間変更(期間延長)

☎ びらとり温泉ゆから ☎ 2-3280

緊急事態宣言の延長に伴い、営業時間変更の期間を次のとおり延長させていただきます。ご利用のみなさまには、大変ご不便をおかけしますが、どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

▷期間 6月20日(日)まで

▷営業時間

20:00まで(入館は19:30まで)

レストラン 19:30まで

(ラストオーダー・酒類の提供19:00まで)

《措置区域内の要請内容》

(外出の際は)

- ◆不要不急の外出や移動を控える。
特に20時以降の外出を控える。
- ◆不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は厳に控える。

(飲食の際は)

- ◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮に応じていない飲食店等の利用を控える。
- ◆「黙食」を実践する(食事は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用)。
- ◆路上・公演等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える。

(飲食店への要請)

- ◆営業時間は5時から20時まで。
- ◆酒類の提供は11時から19時まで。
- ◆カラオケ設備のある店舗においては、利用者が感染防止策を行わないなど、感染防止対策が徹底できない場合は、カラオケ設備の提供を行わない。

(イベント開催について)

- ◆感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期または中止を検討する。

(学校への要請)

- ◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講ずる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。
- ◆学校行事を中止、延期、縮小する。
- ◆部活動は原則休止とし、全国・全道大会等につながる活動に限ることとし、健康状態の多重チェックを行なうとともに、感染症対策の全校指導体制を確立する。